

令和3年度補正予算 省エネルギー—投資促進支援事業費補助金

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。

si 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本事業について①

本事業は、設備区分によって申請先が異なります。
SIIが執行する補助事業の設備区分は以下の通りです。

設備区分名	
高効率空調	調光制御設備
業務用給湯器	工作機械
高性能ボイラ	プラスチック加工機械
低炭素工業炉	プレス機械
変圧器	印刷機械
冷凍冷蔵設備	ダイカストマシン
産業用モータ	



お問い合わせ先 **0570-075-900**

※IP電話からのお問い合わせ 042-204-1081

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00まで（土日祝日を除く）

本事業について②

産業ヒートポンプと高効率コージェネレーションを導入する補助事業は、申請先が異なりますのでご注意ください。

- ※ SIIが執行する設備区分と、「産業ヒートポンプ又は、高効率コージェネレーション」を合わせて導入する場合は、申請書をそれぞれ分けて作成し、該当する申請先に送付してください。
- ※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

産業ヒートポンプについて

一般社団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口

03-6661-1421

受付時間：10:00～11:30、12:30～17:00
(土日祝日、8/16を除く)

高効率コージェネレーションについて

一般社団法人都市ガス振興センター
事業部 省エネルギー支援事業グループ

03-6435-7693

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:20
(土日祝日、5/1、12/29～1/4を除く)

【はじめに】 補助金を申請及び受給される皆様へ

本補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

補助金を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② 本事業の交付規程
- ③ 本事業の公募要領 等

動画の構成 (1/2)

➤ 補助対象事業における要件について

- 事業目的
- 補助対象事業の要件
- 補助対象事業者
- 共同申請について
- 申請単位
- 補助対象設備
- 補助対象経費
- 定額補助額及び補助金限度額

動画の構成 (2/2)

➤ 補助事業期間と事業実施スケジュール

- 補助事業期間
- 事業実施スケジュール

➤ 交付申請以降の流れ

- 交付申請の手順
- 申請にあたっての留意点
- 審査について
- 交付決定について
- 補助事業の実施
- 実績報告及び補助金の確定
- 成果報告
- その他の注意事項

➤ お問い合わせ先

補助対象事業における要件について

事業目的

- 世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の高効率化による燃料・電力の消費抑制を図ることが重要です。
- 本事業では、緊急的な支援として産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る経費の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指します。

補助対象事業の要件

本補助金の交付の対象となる事業は、以下の要件を全て満たす事業です。

- ① 国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等（以降「事業所」という。）において、現在使用している設備（以降「既存設備」という。）を**本事業で定められた基準を満たす設備**(以降「補助対象設備」という。)に更新する事業であること。
- ② 既存設備を**補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図る事業**であること。

補助対象事業と認められない例

- 新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設
- 故障等により事業活動に使用していない設備の更新
- 専ら居住を目的とした事業所の設備更新



上記の事業は交付申請が出来ません！

補助対象事業者①

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること
- 直近の年度決算において債務超過でないこと
- 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間中、継続的に使用する者であること
- 取得した補助対象設備を、取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、運用を図る者であること
- 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置講じられていない者であること

補助対象事業者②

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- 性風俗関連特殊営業を営む事業所でないこと又は、それに類する事業所でないこと
- 成果報告時に、導入した設備の1週間以上の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告すること
- 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること

企業体の定義について <中小企業者等①>

中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じ、所定の条件を満たす者

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

以下に該当する場合は「**みなし大企業**」とし、**中小企業者とはなりません。**

- 資本金、又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される場合
※但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は除きます
- 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合

中小企業団体等

- 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立した法人
- 該当する場合は申請時に認可証の写しを提出すること

個人事業主(青色申告者のみ)

その他中小企業者等(会社法上の会社以外)

- 会社法上の会社以外の法人であって、従業員が300人以下の法人
※「会社法上の会社」とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社を指します。

その他

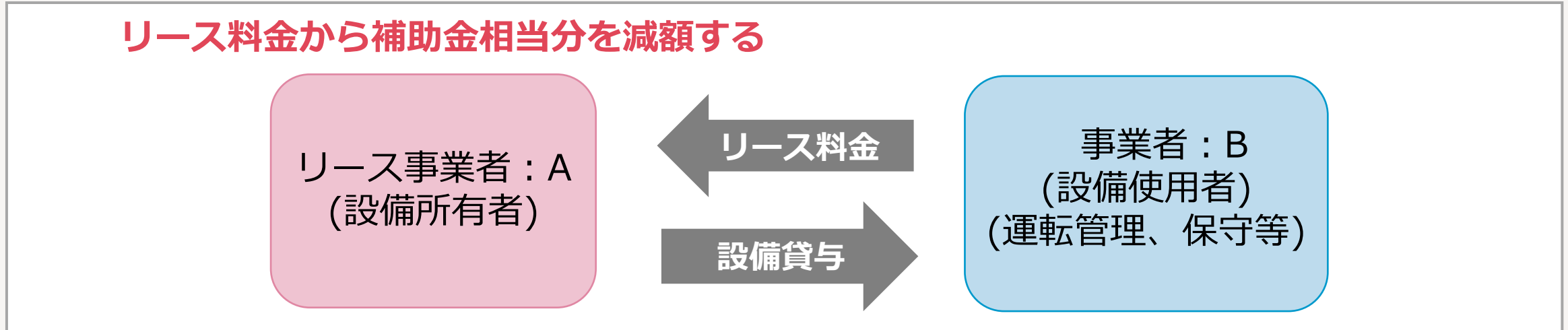
- みなし大企業に該当する法人
- 「会社法上の会社」以外の法人であって従業員が300人超えの法人は、「その他」に分類となる

大企業(要件を満たす場合のみ申請が可能)

- 「中小企業者等」、「その他」以外の法人で、以下2つの要件のいずれかを満たすこと
 - ① 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和2年定期報告書分」として『Sクラス』又は『Aクラス』に該当する事業者
 - ② 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

共同申請について

- リースの場合は、リース料金から補助金相当分を減額する必要があります。



- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入の併用は不可
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約の場合は対象外
- 補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提としたリース契約とする
※ 処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

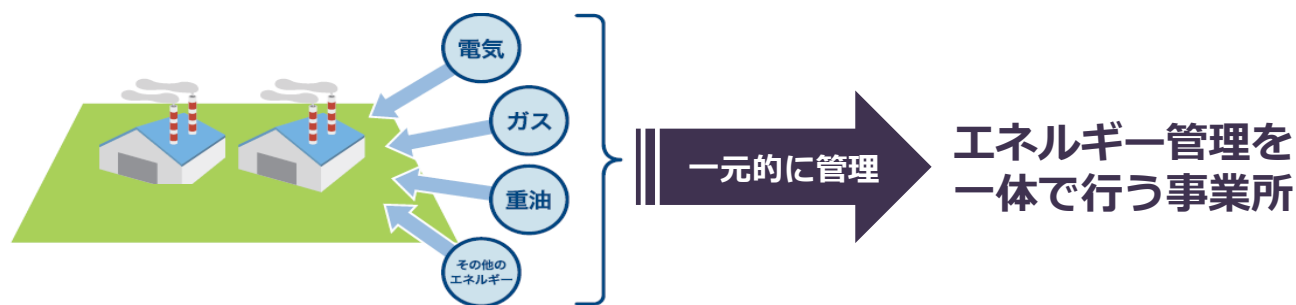
申請単位

- 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請が必要です。

エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいいます。

- 省エネ法に基づいて定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請すること
- 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること



<共同申請とする場合について>

- エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること
- 導入設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者と使用者で共同申請とすること

補助対象設備①

以下に示す設備区分に該当する設備であって、本事業で定める基準を満たす省エネルギー性能を有し、SIIのホームページで公表した設備を導入することが必要です。

ユーティリティ設備

- ① 高効率空調
- ② 業務用給湯器
- ③ 高性能ボイラ
- ④ 低炭素工業炉
- ⑤ 変圧器
- ⑥ 冷凍冷蔵設備
- ⑦ 産業用モータ
- ⑧ 調光制御設備

生産設備

- ⑨ 工作機械
- ⑩ プラスチック加工機械
- ⑪ プレス機械
- ⑫ 印刷機械
- ⑬ ダイカストマシン

※ 産業ヒートポンプ・高効率コージェネレーションは申請先が異なりますのでご注意ください。

補助対象設備②

➤ その他の設備要件は以下の通りです。

- ① エネルギー管理を一体で行っている国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること
- ② 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする
- ③ 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図る事業であること
- ④ 更新前後で使用用途が同じであること
- ⑤ 兼用設備、将来用設備又は予備設備でないこと
- ⑥ 中古設備でないこと
- ⑦ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- ⑧ 自社で製造する製品ではないこと

補助対象経費

- 補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみです。
※ 補助対象となる範囲の詳細は公募要領をご確認ください。

- なお、以下の経費については**補助対象外**です。

【補助対象外となる経費】

設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費
運搬費	導入する補助対象設備又は除却する設備の運搬費等の経費
撤去費・廃棄費用	既存設備等の撤去費用、除却又は廃棄に要する経費
据付費・工事費	導入する補助対象設備の設置に要する据付費や工事費等の経費
材料等経費	補助対象設備以外の材料等の経費（配線、配管等）
諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定前に要した経費
消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税

見積取得にあたっての留意事項①

- 交付申請時に期限等が有効な見積書であること
※ 見積日付が公募期間中である等
- **補助対象経費**と**補助対象外経費**が明確に判別できる見積明細を取得すること
※ 値引きがある場合は一括値引きではなく、補助対象経費と補助対象外経費それぞれに対する値引き額を明確にすること
- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること
- 複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること
- 1つのメーカーから取得する見積書は分割せず、まとめて作成すること

見積取得にあたっての留意事項②

御見積書

〇〇工業株式会社 御中

見積番号 : 12-3456
2022年 〇月 〇日

補助事業名 : 〇〇工場の省エネルギー事業

件名 : 電気式パッケージエアコンの導入

株式会社〇〇空調システム

営業部
共創 太郎

シ〇接
ス〇環
テ空会
ム調社

見積合計金額

総計 ￥ 4,370,000
消費税(10%) ￥ 437,000
御見積金額合計 ￥ 4,807,000

納期 : 2022年 〇月 〇日
受渡条件 : 試運転完了後
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い
見積有効期限 : 見積後〇日

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1.補助対象経費					
設備費					
【製品名】●●社 NEWシリーズ ECOタイプ N-ECO2016-KT					
室外機	RSLIM40	2	台	500,000	1,000,000
室内機	4方向天井カセット形 NEW-1500VH	10	台	200,000	2,000,000
パネル1	パネル Type1 LX-IBS88-I	5	個	30,000	150,000
パネル2	パネル Type2 LX-IBS88-H	5	個	30,000	150,000
リモコン	ネオ・ホワイトア KT-LX-WT	10	個	30,000	300,000
小計				A	3,600,000
2.補助対象外経費					
設備費					
壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	1,000	20,000
小計				B	20,000
工事費					
据付費		1	式	500,000	500,000
撤去費		1	式	300,000	300,000
配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
値引き		-	-	-100,000	-100,000
小計				C	750,000
補助対象経費				A	3,600,000
補助対象外経費				B+C	770,000
総計					4,370,000

※ 特記事項

➤ 見積書の有効期限を必ず記載し、明確な期日を記載すること

➤ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に分かるように記載すること

➤ 値引きがある場合は一括値引きではなく、補助対象経費と補助対象外経費それぞれに対する値引き額を明確にすること

➤ 本事業に係る工事（据付・配線工事・撤去等）を別途発注する場合は、その旨を記載すること

定額補助額及び補助金限度額①

- 定額補助額は補助対象設備の種別(性能区分)、又は能力に基づく定額とし、設備毎に補助金額を算出し、その合計を事業全体の補助金額とします。

設備種別により、算出パターンは以下の通りに分かります。

$$\text{① 補助金額} = \text{補助対象設備の能力} \times \text{能力当たりの補助金額} \times \text{導入台数}$$

$$\text{② 補助金額} = \text{補助対象設備の種別(性能区分) 1台当たりの補助金額} \times \text{導入台数}$$

※ なお、設備区分毎の補助金申請額の上限は、補助対象経費の合計額の2分の1とします。

定額補助額及び補助金限度額②

補助金限度額について

➤ 限度額

上限額は1事業あたり **1億円以下**

下限額は1事業あたり **20万円以上**

※ 下限額未満の場合は対象外です。

※ 上限額を超える場合は、上限額の範囲内で申請してください。

※ 本事業は定額補助です。複数台の設備を導入し、定額の合計額が上限額1億円を超える申請となった場合は、1億円を超過した分の補助金申請はできません。